

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (1/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
<p style="text-align: center;">第1章 ダムの運用等</p>	<p style="text-align: center;">第1章 ダムの運用等</p>
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第3条 規則第14条第1項第2号に規定する洪水警戒体制を執ることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ダムの流域内（以下「流域内」という。）において総雨量が100ミリメートルを超えると予想される時。</li> <li>二 流域内において前24時間雨量が50ミリメートルに達した後、さらに2時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。</li> <li>三 台風が中心が、東経127度から134度までの範囲において、北緯28度に達し、北又は北東に進路をとるとき。</li> </ul> <p>2 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他の必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第3条 規則第14条第1項第<del>二</del>号に規定する洪水警戒体制を執ることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ダムの流域内（以下「流域内」という。）において総雨量が100ミリメートルを超えると予想される時。</li> <li>二 流域内において前24時間雨量が50ミリメートルに達した後、さらに2時間雨量が20ミリメートルを超えると予想される時。</li> <li>三 台風が中心が、東経127度から134度までの範囲において、北緯28度に達し、北又は北東に進路をとるとき。</li> </ul> <p>2 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他の必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p>
<p>(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)</p> <p>第4条 規則第15条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。</p> <p>2 所長は、規則第15条第1号に規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。</p>	<p>(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)</p> <p>第4条 規則第15条第<del>一</del>号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。</p> <p>2 所長は、規則第15条第<del>一</del>号に規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。</p>
<p>(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)</p> <p>第7条 規則第22条第1項第4号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。</li> <li>二 その他特に必要があるとき。</li> </ul>	<p>(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)</p> <p>第7条 規則第22条第1項第<del>四</del>号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。</li> <li>二 その他特に必要があるとき。</li> </ul>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (2/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後																																										
<p>(放流の原則)</p> <p>第8条 規則第23条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="327 437 862 719"> <thead> <tr> <th>ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)</th> <th>ゲート操作の最小時間 間隔(分)</th> <th>1回の操作による最大増加 放流量(立方メートル/秒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>0 \leq Q &lt; 16</math></td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td><math>16 \leq Q &lt; 28</math></td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td><math>28 \leq Q &lt; 34</math></td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><math>34 \leq Q &lt; 300</math></td> <td>5</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td><math>300 \leq Q &lt; 600</math></td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td><math>600 \leq Q &lt; 1,000</math></td> <td>10</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。</p> <p>2 所長は、規則第17条第1号の規定により放流量を増加する場合、貯水位に対応した放流量の上限は別図に定めるとおりとする。</p> <p>3 所長は、規則第17条第3号および第5号の規定により放流量を増加する場合、流入量の時間的な増加割合を上限とする。また、貯水位に対応した放流量の上限は別図に定めるとおりとする。</p> <p>4 所長は、気象、水象その他の理由により、ダム本体又は貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前1項から前3項の規定によらないことができる。</p> <p>5 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合においては、前1項から前3項の規定によらないことができる。</p>	ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加 放流量(立方メートル/秒)	$0 \leq Q < 16$	10	2	$16 \leq Q < 28$	10	3	$28 \leq Q < 34$	10	4	$34 \leq Q < 300$	5	25	$300 \leq Q < 600$	10	50	$600 \leq Q < 1,000$	10	66	<p>(放流の原則)</p> <p>第8条 規則第23条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1211 437 1747 719"> <thead> <tr> <th>ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)</th> <th>ゲート操作の最小時間 間隔(分)</th> <th>1回の操作による最大増加 放流量(立方メートル/秒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>0 \leq Q &lt; 16</math></td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td><math>16 \leq Q &lt; 28</math></td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td><math>28 \leq Q &lt; 34</math></td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><math>34 \leq Q &lt; 300</math></td> <td>5</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td><math>300 \leq Q &lt; 600</math></td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td><math>600 \leq Q &lt; 1,000</math></td> <td>10</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認められる場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。</p> <p>2 所長は、規則第17条第<del>一</del>号の規定により放流量を増加する場合、貯水位に対応した放流量の上限は別図に定めるとおりとする。</p> <p>3 所長は、規則第17条第<del>三</del>号および第<del>五</del>号の規定により放流量を増加する場合、流入量の時間的な増加割合を上限とする。また、貯水位に対応した放流量の上限は別図に定めるとおりとする。</p> <p>4 所長は、気象、水象その他の理由により、ダム本体又は貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前1項から前3項の規定によらないことができる。</p> <p>5 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、洪水時最高水位を超えると予想される場合においては、前1項から前3項の規定によらないことができる。</p>	ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加 放流量(立方メートル/秒)	$0 \leq Q < 16$	10	2	$16 \leq Q < 28$	10	3	$28 \leq Q < 34$	10	4	$34 \leq Q < 300$	5	25	$300 \leq Q < 600$	10	50	$600 \leq Q < 1,000$	10	66
ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加 放流量(立方メートル/秒)																																									
$0 \leq Q < 16$	10	2																																									
$16 \leq Q < 28$	10	3																																									
$28 \leq Q < 34$	10	4																																									
$34 \leq Q < 300$	5	25																																									
$300 \leq Q < 600$	10	50																																									
$600 \leq Q < 1,000$	10	66																																									
ゲート操作前の放流量(Q) (立方メートル/秒)	ゲート操作の最小時間 間隔(分)	1回の操作による最大増加 放流量(立方メートル/秒)																																									
$0 \leq Q < 16$	10	2																																									
$16 \leq Q < 28$	10	3																																									
$28 \leq Q < 34$	10	4																																									
$34 \leq Q < 300$	5	25																																									
$300 \leq Q < 600$	10	50																																									
$600 \leq Q < 1,000$	10	66																																									

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (3/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
第2章 危害防止措置等	第2章 危害防止措置等
<p>(放流に関する通知等を行う場合)</p> <p>第11条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第27条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。</p> <p>一 トンネル洪水吐ゲート又はクレストゲートから放流を開始するとき。ただし、肱川発電所の代替放流を行う場合においては、この限りでない。</p> <p>二 第8条第4項に規定する基準を超えて放流するとき。</p> <p>三 第8条第5項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。</p> <p>四 第8条第4項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。</p> <p>五 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。</p>	<p>(放流に関する通知等を行う場合)</p> <p>第11条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第27条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。</p> <p>一 トンネル洪水吐ゲート又はクレストゲートから放流を開始するとき。ただし、肱川発電所の代替放流を行う場合においては、この限りでない。</p> <p>二 第8条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。</p> <p>三 第8条第4項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。</p> <p>四 第8条第5項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。</p> <p>五 その他、下流に急激な水位の変動を生じると予想される時。</p>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (4/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
<p>(放流に関する通知等の方法)</p> <p>第13条 規則第27条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 関係機関に対する通知は、第11条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。</p> <p>二 第11条第4号に関する関係機関に関する通知は、前号に加えて別表第1に掲げる関係機関に対し、放流を開始する約3時間前に行うものとする。</p> <p>三 第11条第1号から第3号及び第11条第5号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約1時間前及び直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約1時間前に約5分間吹鳴するものとする。</p> <p>ハ イ及びロの場合において、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機により放送を行うものとする。</p> <p>ニ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ホ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分</p> <p>ヘ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p> <p>四 第11条第4号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約3時間前及び約1時間前並びに直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約3時間前及び約1時間前に吹鳴するものとする。</p> <p>ハ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ニ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により</p>	<p>(放流に関する通知等の方法)</p> <p>第13条 規則第27条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>一 関係機関に対する通知は、第11条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。</p> <p>二 第11条第<del>四</del><sup>四</sup>号に関する関係機関に関する通知は、前号に加えて別表第1に掲げる関係機関に対し、放流を開始する約3時間前に行うものとする。</p> <p>三 第11条第<del>一</del><sup>一</sup>号から第<del>三</del><sup>三</sup>号及び第11条第<del>五</del><sup>五</sup>号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約1時間前及び直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約1時間前に約5分間吹鳴するものとする。</p> <p>ハ イ及びロの場合において、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機により放送を行うものとする。</p> <p>ニ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ホ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 休止 吹 鳴 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分 10秒 約1分</p> <p>ヘ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p> <p>四 第11条第<del>四</del><sup>四</sup>号に関する一般に周知させるため必要な措置は、別表第2に掲げる警報所等により行うものとする。</p> <p>イ ダムに設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約3時間前及び約1時間前並びに直前に吹鳴するものとする。</p> <p>ロ ダム以外に設置されたサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、放流を開始する約3時間前及び約1時間前に吹鳴するものとする。</p> <p>ハ 一般に対する警報車による警報は、各地点の水位が上昇する前に行うものとする。</p> <p>ニ 各警報所等のサイレン又はサイレン疑似音の吹鳴は、次に定める方法により</p>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (5/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
<p>行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <u>吹 鳴</u> <u>休止</u>                      10秒 5秒                      (上記を15回繰り返し2回行う)                 </p> <p>ホ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p>	<p>行うものとし、サイレン又はサイレン疑似音の吹鳴前に拡声機で警報を一般に周知させるものとする。</p> <p style="text-align: center;"> <u>吹 鳴</u> <u>休止</u>                      10秒 5秒                      (上記を15回繰り返し2回行う)                 </p> <p>ホ 警報車による警報は、警報車に設置したスピーカーにより、放流開始時刻、最大放流量などを一般に周知させるものとする。</p>
<p>(放流に関する通知等の内容)</p> <p>第14条 前条1号及び2号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量の見込みを示して行うものとする。</p>	<p>(放流に関する通知等の内容)</p> <p>第14条 前条<del>一</del>号及び<del>二</del>号に規定する通知は、放流する日時のほか、放流量の見込みを示して行うものとする。</p>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (6/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作)</p> <p>第16条 吐口主ゲート及び呑口ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条及び規則第22条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</li> <li>二 その他、特に必要があるとき。</li> </ul> <p>2 吐口副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第3号の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。</li> <li>二 その他、特に必要があるとき。</li> </ul>	<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作)</p> <p>第16条 吐口主ゲート及び呑口ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条及び規則第22条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。</li> <li>二 その他、特に必要があるとき。</li> </ul> <p>2 吐口副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第<del>三</del>号の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。</li> <li>二 その他、特に必要があるとき。</li> </ul>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (7/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作方法)</p> <p>第17条 吐口主ゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 吐口主ゲートの操作は、吐口1号主ゲート、吐口2号主ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。</p> <p>二 吐口主ゲートの操作1回当たりの開度は50センチメートル以内とし、各門の開度の差は、1メートル以内とする。</p> <p>三 吐口主ゲートの開閉時における最小開度は、10センチメートルとする。</p> <p>四 吐口主ゲートの操作は、緊急やむを得ない場合を除き、同条第3項第2号の規定に基づき呑口ゲートを全開とした後に行う。</p> <p>2 吐口副ゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 吐口副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>二 吐口副ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。</p> <p>三 吐口副ゲートを全開する場合においては、呑口ゲートを全開して、吐口主ゲートを全開して水圧の平衡を保ったのち、または、呑口ゲートを全開して、トンネル内を排水した後に操作するものとする。</p> <p>四 吐口副ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。</p> <p>3 呑口ゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 呑口ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>二 呑口ゲートを全開する場合においては、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートをあらかじめ全閉し、トンネル内への充水を完了したのち操作するものとする。</p> <p>三 呑口ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートを全閉したのちに操作するものとする。</p>	<p>(トンネル洪水吐ゲートの操作方法)</p> <p>第17条 吐口主ゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 吐口主ゲートの操作は、吐口1号主ゲート、吐口2号主ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。</p> <p>二 吐口主ゲートの操作1回当たりの開度は50センチメートル以内とし、各門の開度の差は、1メートル以内とする。</p> <p>三 吐口主ゲートの開閉時における最小開度は、10センチメートルとする。</p> <p>四 吐口主ゲートの操作は、緊急やむを得ない場合を除き、同条第3項第2号の規定に基づき呑口ゲートを全開とした後に行う。</p> <p>2 吐口副ゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 吐口副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>二 吐口副ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。</p> <p>三 吐口副ゲートを全開する場合においては、呑口ゲートを全開して、吐口主ゲートを全開して水圧の平衡を保ったのち、または、呑口ゲートを全開して、トンネル内を排水した後に操作するものとする。</p> <p>四 吐口副ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。</p> <p>3 呑口ゲートを操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。</p> <p>一 呑口ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>二 呑口ゲートを全開する場合においては、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートをあらかじめ全閉し、トンネル内への充水を完了したのち操作するものとする。</p> <p>三 呑口ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、吐口主ゲートまたは吐口副ゲートを全閉したのちに操作するものとする。</p>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (8/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
<p>(クレストゲートの操作方法)</p> <p>第19条 クレストゲート进行操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として、次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開くときはクレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲート、クレスト1号ゲートの順に、閉じるときはその逆順に操作するものとする。</li> <li>二 クレストゲートの操作1回当たりの開度は50センチメートル以内とし、各ゲート相互間において1メートル以上の開差をつけてはならない。</li> <li>三 クレストゲートの開閉時における最小開度は、5センチメートルとする。</li> </ul>	<p>(クレストゲートの操作方法)</p> <p>第19条 クレストゲート进行操作する場合には、規則第22条第1項第3号に規定する場合を除き、原則として、次の各号の定めによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開くときはクレスト2号ゲート、クレスト3号ゲート、クレスト4号ゲート、クレスト1号ゲートの順に、閉じるときはその逆順に操作するものとする。</li> <li>二 クレストゲートの操作1回当たりの開度は50センチメートル以内とし、各ゲート相互間において1メートル以上の開差をつけてはならない。</li> <li>三 クレストゲートの開閉時における最小開度は、5センチメートルとする。</li> </ul>
<p>(放水バルブの操作)</p> <p>第20条 放水主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第3号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</li> <li>二 その他必要があるとき。</li> </ul> <p>2 放水副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第3号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</li> <li>二 その他必要があるとき。</li> </ul>	<p>(放水バルブの操作)</p> <p>第20条 放水主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第3号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</li> <li>二 その他必要があるとき。</li> </ul> <p>2 放水副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第3号の規定により放水バルブの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。</li> <li>二 その他必要があるとき。</li> </ul>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (9/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時	鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後
<p>(低水放流予備ゲートの操作)</p> <p>第23条 低水放流予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第3号の規定により低水放流主バルブ及び放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。</li> <li>二 その他、必要があるとき。</li> </ul> <p>2 低水放流予備ゲートは、常に開放又は閉塞するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>3 低水放流予備ゲートを操作する場合には、低水放流主バルブと低水放流予備ゲートとの中間に満水させた後これを操作するものとする。</p>	<p>(低水放流予備ゲートの操作)</p> <p>第23条 低水放流予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 規則第22条第1項第<del>三</del>号の規定により低水放流主バルブ及び放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。</li> <li>二 その他、必要があるとき。</li> </ul> <p>2 低水放流予備ゲートは、常に開放又は閉塞するものとし、半開の状態に置いてはならない。</p> <p>3 低水放流予備ゲートを操作する場合には、低水放流主バルブと低水放流予備ゲートとの中間に満水させた後これを操作するものとする。</p>

表 鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 修正箇所対比表 (10/10)

操作細則

鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月3日掲載時				鹿野川ダム操作細則 (R6.6) 6月10日修正後			
別表2 (第13条関係) 警報所等				別表2 (第13条関係) 警報所等			
名 称	所 在 地	サイレン・スピーカー等の別		名 称	所 在 地	サイレン・スピーカー等の別	
1 鹿野川ダム 管理支所	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカー		1 鹿野川ダム 管理支所	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカー	
2 樋ノ口	大洲市肱川町宇和川	スピーカー・情報表示板		2 樋ノ口	大洲市肱川町宇和川	スピーカー・情報表示板	
3 高砂	大洲市肱川町宇和川	スピーカー		3 高砂	大洲市肱川町宇和川	スピーカー	
4 赤岩	大洲市肱川町	サイレン・スピーカー・情報表示板		4 赤岩	大洲市肱川町	サイレン・スピーカー・情報表示板	
5 鳥首	大洲市肱川町	スピーカー		5 鳥首	大洲市肱川町	スピーカー	
6 大川	大洲市森山	サイレン・スピーカー		6 大川	大洲市森山	サイレン・スピーカー	
7 譲葉	大洲市菅田町	スピーカー		7 譲葉	大洲市菅田町	スピーカー	
8 成見	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー		8 成見	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	
9 阿部	大洲市菅田町	スピーカー		9 阿部	大洲市菅田町	スピーカー	
10 土手外	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー		10 土手外	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	
11 上本郷	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー		11 上本郷	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	
12 大竹	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー		12 大竹	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	
13 西	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー		13 西	大洲市菅田町	サイレン・スピーカー	
14 柚木	大洲市大洲	スピーカー		14 柚木	大洲市大洲	スピーカー	
15 ヒガシ畦	大洲市中村	サイレン・スピーカー・情報表示板		15 柚木	大洲市柚木	情報表示板	
16 河原	大洲市中村	スピーカー		16 ヒガシ畦	大洲市中村	サイレン・スピーカー・情報表示板	
17 若宮	大洲市若宮	サイレン・スピーカー		17 河原	大洲市中村	スピーカー	
18 五郎	大洲市五郎	サイレン・スピーカー		18 若宮	大洲市若宮	サイレン・スピーカー	
19 大谷	大洲市新谷	スピーカー		19 五郎	大洲市五郎	サイレン・スピーカー	
20 三善	大洲市春賀	サイレン・スピーカー		20 大谷	大洲市新谷	スピーカー	
21 八多喜	大洲市八多喜町	サイレン・スピーカー		21 三善	大洲市春賀	サイレン・スピーカー	
22 米津	大洲市米津	スピーカー		22 八多喜	大洲市八多喜町	サイレン・スピーカー	
23 白滝	大洲市柴	サイレン・スピーカー		23 米津	大洲市米津	スピーカー	
24 柴	大洲市柴	サイレン・スピーカー		24 白滝	大洲市柴	サイレン・スピーカー	
25 柚木	大洲市柚木	情報表示板		25 柴	大洲市柴	サイレン・スピーカー	
26 上老松	大洲市長浜町上老松	サイレン・スピーカー		26 上老松	大洲市長浜町上老松	サイレン・スピーカー	
27 長浜	大洲市長浜町長浜	サイレン・スピーカー		27 長浜	大洲市長浜町長浜	サイレン・スピーカー	